

○「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成 26 年 5 月 16 日付け国地契第 4 号等）

平成 29 年 10 月 1 日より適用	平成 29 年 4 月 1 日より適用	現行
<p>建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところであるが、今般、発注者として、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、建設業所管部局と連携して下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p>下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としなないものとする。社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等</p> <p>監督職員（契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）第 18 条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。確認の詳細については、別記 1 に掲げる各通知の規定によるものとする。</p> <p>① 一次下請負人（受注者が直接下請契約を締結する建設業者をいう。以下同じ。）が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、当該一次下請負人に係る契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを契約担当課（地方支分部局等（大臣官房官庁営繕部、航空局、地方整備局、北海道開発局及び地方航空局をいう。以下同じ。）において入札及び契約を担当する課をいう。以下同じ。）に送付するものとする。</p> <p>また、受注者に対して、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならぬ特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）を速やかに提出するよう書面にて通知するものとする。</p> <p>この際、特別事情申請書によっても当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情を有すると発注者が認めない場合には、工事請負契約書（別記 2 に規定する各通知の別冊の工事請負契約書をいう。以下同じ。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p> <p>契約担当課は監督職員からの下請契約書等の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を地方整備局長、副局長又は次長（以下「局長等」という。大臣官房官庁営繕部の所掌に係る工事の場合にあっては大臣官房官庁営繕部長、航空局及び地方航空局（以下「航空局等」という。）の所掌に係る工事の場合にあってはそれぞれ航空局長又は地方航空局長、北海道開発局の所掌に係る工事の場合にあっては北海道開発局長をいう。以下同じ。）及び事務所長（事務所長が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。また、航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日付け国土交通省訓令第 60 号）第 19 条に基づき分任支出負担行為担当官として支出負担行為事務が委任されている者が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。以下同じ。）に報告するものとする。</p> <p>その後受注者から特別事情申請書が提出された場合には、監督職員は契約担</p>	<p>建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところであるが、今般、発注者として、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、建設業所管部局と連携して下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p>下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請負人としなないもの</u>とする。社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等</p> <p>監督職員（契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）第 18 条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。確認の詳細については、別記 1 に掲げる各通知の規定によるものとする。</p> <p>① <u>一次下請負人（受注者が直接下請契約を締結する建設業者をいう。以下同じ。）</u>が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、<u>当該一次下請負人に係る</u>契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを契約担当課（地方支分部局等（大臣官房官庁営繕部、航空局、地方整備局、北海道開発局及び地方航空局をいう。以下同じ。）において入札及び契約を担当する課をいう。以下同じ。）に<u>送付するものとする。</u></p> <p><u>また、受注者に対して、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならぬ特別の事情</u>を記載した書面（以下「<u>特別事情申請書</u>」という。）を速やかに提出するよう<u>書面にて通知するものとする。</u></p> <p>この際、<u>特別事情申請書</u>によっても<u>当該社会保険等未加入建設業者を下請負人</u>としなければ工事の施工が困難となること等の<u>特別の事情を有する</u>と発注者が認めない場合には、工事請負契約書（別記 2 に規定する各通知の別冊の工事請負契約書をいう。以下同じ。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p> <p>契約担当課は監督職員からの下請契約書等の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を地方整備局長、副局長又は次長（以下「局長等」という。大臣官房官庁営繕部の所掌に係る工事の場合にあっては大臣官房官庁営繕部長、航空局及び地方航空局（以下「航空局等」という。）の所掌に係る工事の場合にあってはそれぞれ航空局長又は地方航空局長、北海道開発局の所掌に係る工事の場合にあっては北海道開発局長をいう。以下同じ。）及び事務所長（事務所長が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。また、航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日付け国土交通省訓令第 60 号）第 19 条に基づき分任支出負担行為担当官として支出負担行為事務が委任されている者が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。以下同じ。）に報告するものとする。</p> <p>その後受注者から<u>特別事情申請書</u>が提出された場合には、監督職員は契約担</p>	<p>建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところであるが、今般、発注者として、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、建設業所管部局と連携して下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>一次下請契約等</u>からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p>下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としなないこと</u>とする。社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等</p> <p>監督職員（契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）第 18 条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。確認の詳細については、別記 1 に掲げる各通知の規定によるものとする。</p> <p>① <u>一次下請契約を締結した下請負人</u>が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、<u>当該下請契約の</u>契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを契約担当課（地方支分部局等（大臣官房官庁営繕部、航空局、地方整備局、北海道開発局及び地方航空局をいう。以下同じ。）において入札及び契約を担当する課をいう。以下同じ。）に<u>送付するものとし、併せて受注者に対し、書面にて当該下請契約を締結した具体的な理由</u>を記載した書面（以下「<u>理由書面</u>」という。）を速やかに<u>提出するよう通知すること。</u></p> <p><u>なお、</u>この際、<u>理由書面</u>によっても<u>当該建設業者と下請契約を締結</u>しなければ工事の施工が困難となること等の<u>特別の事情がある</u>と発注者が認めない場合には工事請負契約書（別記 2 に規定する各通知の別冊の工事請負契約書をいう。以下同じ。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p> <p>契約担当課は監督職員からの下請契約書等の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を地方整備局長、副局長又は次長（以下「局長等」という。大臣官房官庁営繕部の所掌に係る工事の場合にあっては大臣官房官庁営繕部長、航空局及び地方航空局（以下「航空局等」という。）の所掌に係る工事の場合にあってはそれぞれ航空局長又は地方航空局長、北海道開発局の所掌に係る工事の場合にあっては北海道開発局長をいう。以下同じ。）及び事務所長（事務所長が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。また、航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日付け国土交通省訓令第 60 号）第 19 条に基づき分任支出負担行為担当官として支出負担行為事務が委任されている者が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。以下同じ。）に報告するものとする。</p> <p>その後受注者から<u>理由書面</u>が提出された場合には、監督職員は契約担当課へ</p>

平成 29 年 10 月 1 日より適用	平成 29 年 4 月 1 日より適用	現行
<p>当課へ特別事情申請書を送付するものとする。</p> <p>契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、特別事情申請書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。</p> <p>局長等又は事務所長は当該特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えない。</p> <p>また、特別事情申請書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。</p> <p>② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを契約担当課に送付するものとする。</p> <p>また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から 30 日以内に、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は特別事情申請書を契約担当課に提出することを求めるものとする。</p> <p>この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p> <p>ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は特別事情申請書の提出期間を 60 日（当該下請負人が、二次下請負人（一次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以外の下請負人のときは 90 日）に延長することができるものとする。</p> <p>契約担当課においては、施工体制台帳の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を局長等及び事務所長に報告するものとする。</p> <p>その後受注者から特別事情申請書が提出された場合の取扱いは、①に準ずるものとする。</p> <p>(2) (1)①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の制裁金を請求することとなる旨を通知するものとする。</p> <p>$P = C \times 0.1$</p> <p>P：制裁金の額</p> <p>C：受注者と社会保険等未加入建設業者である一次下請負人との下請契約に係る請負代金額（※）</p> <p>（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 15 条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書等に記載された請負代金額を用いるものとする。</p>	<p>当課へ<u>特別事情申請書</u>を送付するものとする。</p> <p>契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、<u>特別事情申請書</u>に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。</p> <p>局長等又は事務所長は<u>当該</u>特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えない。</p> <p>また、<u>特別事情申請書</u>が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。</p> <p>② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、施工体制台帳（<u>再下請負通知書を含み</u>、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを契約担当課に送付するものとする。</p> <p><u>また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から 30 日以内に、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は特別事情申請書を契約担当課に提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</u></p> <p><u>ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は特別事情申請書の提出期間を 60 日（当該下請負人が、二次下請負人（一次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以外の下請負人のときは 90 日）に延長することができるものとする。</u></p> <p><u>契約担当課においては、施工体制台帳の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を局長等及び事務所長に報告するものとする。</u></p> <p><u>その後受注者から特別事情申請書が提出された場合の取扱いは、①に準ずるものとする。</u></p> <p>(2) (1)①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、<u>受注者に対して</u>、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の<u>計算式により算出した額の</u>制裁金を請求することとなる旨を通知する<u>ものとする。</u></p> <p>$P = C \times 0.1$</p> <p>P：制裁金の額</p> <p>C：受注者と社会保険等未加入建設業者<u>である一次下請負人との</u>下請契約に係る請負代金額（※）</p> <p>（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 <u>15</u> 条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書<u>等</u>に記載された請負代金額を用いる<u>ものとする。</u></p>	<p><u>理由書面</u>を送付するものとする。</p> <p>契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、<u>理由書面</u>に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。</p> <p>局長等又は事務所長は特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えない。</p> <p>また、<u>理由書面</u>が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。</p> <p>② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、施工体制台帳<u>及び再下請負通知書</u>（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを契約担当課に送付するものとする。</p> <p>契約担当課においては、<u>当該書面を添えて、社会保険等未加入建設業者が下請負人である旨を、</u>局長等及び事務所長に報告するものとする。</p> <p>(2) (1)①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の<u>額について</u>制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する。</p> <p><u>また、工期（受発注者間の契約における工期をいう。②において同じ。）内かつ理由書面の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合は、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者が、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。</u></p> <p>$P = C \times 0.1$</p> <p>P：制裁金の額</p> <p>C：受注者と社会保険等未加入建設業者<u>との一次</u>下請契約に係る請負代金（※）</p> <p>（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 <u>13</u> 条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金<u>の</u>額を用いる<u>こと。</u></p>

平成 29 年 10 月 1 日より適用	平成 29 年 4 月 1 日より適用	現行
<p>なお、工期（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう求めるものとする。この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p> <p>その後当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、①に規定する額の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>(3) (1)②に該当する場合において、同規定に定める期間（延長があったときは、延長後の期間）内に確認書類が提出されなかったときの受注者に対する<u>制裁金の請求の事前通知等</u></p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の制裁金を請求することとなる旨を通知するものとする。</p> <p>$P = C \times 0.05$</p> <p><u>P：制裁金の額</u> <u>C：社会保険等未加入建設業者とその注文者（※ 1）との下請契約に係る請負代金額（※ 2）</u> <u>（※ 1）社会保険等未加入建設業者の直近上位の下請負人（受注者を除く。）をいう。</u> <u>（※ 2）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条の規定に基づき受注者から最終的に提出された施工体制台帳に記載された請負代金額を用いるものとする。</u></p> <p>なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。</p> <p>(4) 制裁金の請求に係る会計担当課への通知</p> <p>契約担当課は、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 12 条の規定に基づき、工事請負契約書第 7 条の 2 の違反に起因して債権が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関することを担当する課をいう。）に送付するものとする。なお、その際には債権発生金額や経緯を纏めた書類（任意様式）及び最終</p>	<p>なお、工期（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう求めるものとする。</p> <p><u>この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</u></p> <p>その後当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、①に規定する額の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。</p> <p><u>なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</u></p> <p>(3) (1)②に該当する場合において、同規定に定める期間（延長があったときは、延長後の期間）内に確認書類が提出されなかったときの受注者に対する通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。</p> <p><u>なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</u></p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。</p> <p>(4) 制裁金の請求に係る会計担当課への通知</p> <p>契約担当課は、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 12 条の規定に基づき、工事請負契約書第 7 条の 2 の違反に起因して債権が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関することを担当する課をいう。）に送付するものとする。なお、その際には債権発生金額や経緯を纏めた書類（任意様式）及び最終</p>	<p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対し当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに一定の期間を指定しその期間内に、<u>当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、</u>確認書類を契約担当課に提出するよう請求すること。</p> <p><u>この期間については、原則として発注者として本来下請業者が負担すべき社会保険料等を含めた請負代金を受注者に対して支払う契約を締結していることを勘案し、未加入である社会保険等の加入手続に最低限必要な期間を確保する観点から設定することとし、いたずらに長期にわたるような期間としないこと。</u></p> <p><u>また、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、①に規定する額について制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する。</u></p> <p>工期内かつ<u>確認書類の提出期限</u>後においても工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、当該社会保険等未加入建設業者が、確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。</p> <p>(3) 制裁金の請求に係る会計担当課への通知</p> <p>契約担当課は、受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 12 条の規定に基づき、工事請負契約書第 7 条の 2 の違反に起因して債権が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び収入の予算、決算及び会計を担当する課をいう。）に送付する。なお、その際には債権発生金額や経緯を纏めた書類（任意様式）及び最終的に提出された<u>下請契約書等</u>の写しを添えるも</p>

平成 29 年 10 月 1 日より適用	平成 29 年 4 月 1 日より適用	現行
<p>的に提出された当該社会保険等未加入建設業者に係る契約書や施工体制台帳の写しを添付するものとする。</p> <p>(5) 建設業担当課への通報 契約担当課は、<u>(2)①、②又は(3)①</u>の場合にあっては受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、<u>(3)②</u>の場合にあっては当該特別の事情を有すると認めた旨の通知を行った後、速やかに、当該工事を発注した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課(大臣官房官庁営繕部及び航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、土地・建設産業局建設業課。以下「建設業担当課」という。)に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には、当該社会保険等未加入建設業者に係る施工体制台帳の写しを添付するものとする。</p> <p>(6) 許可権者による指導等 建設業担当課は、契約担当課から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡することとし、連絡を受けた許可権者は、必要に応じて建設業担当課と連携し建設業許可申請時(許可の更新時を含む。)及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。</p> <p>2. 受注者に対する指名停止等 (1) 契約担当課は、<u>1. (2)①、②又は(3)①</u>の場合において、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行ったときは、当該受注者について、指名停止措置要領(別記3に掲げる各通知をいう。)に基づき、指名停止等を行うものとし、技術担当課にその旨を通知するものとする。 (2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があった場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。</p> <p>3. その他 (1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、特別事情申請書及び確認書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存するものとする。 (2) それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、1. 及び2. の規定に準じて取り扱うものとする。 (3) 本通知の実施に際し疑義が生じた場合には、本省担当課と協議されたい。</p> <p>(別記1) ○「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」 ○「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第32号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」 ○「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官計第88号、国官技第34号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」 ○「請負工事成績評定基準の改正について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト」 ○「航空局工事成績評定要領」(平成10年3月26日付け空予第238号、空建第47号)の「別添1-1航空局工事成績評定実施要領」の「別紙-5「施工プロセス」のチェックリスト(案)」又は「別添1-2航空局建築工事成績評定実施要領」の「別紙-2「施工プロセス」のチェックリスト(公共建築工事)(仮称)」</p> <p>(別記2) ○「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)</p>	<p>的に提出された<u>当該社会保険等未加入建設業者に係る契約書や施工体制台帳</u>の写しを添付するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 建設業担当課への通報 契約担当課は、<u>(2)①又は②</u>の場合にあっては受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、<u>(3)①の場合にあっては当該特別の事情を有しないと認めた旨の通知を行った後、②の場合にあっては当該特別の事情を有すると認めた旨の通知を行った後、</u>速やかに、当該工事を発注した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課(大臣官房官庁営繕部及び航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、土地・建設産業局建設業課。以下「建設業担当課」という。)に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には、<u>当該社会保険等未加入建設業者に係る施工体制台帳</u>の写しを添付するものとする。</p> <p><u>(6)</u> 許可権者による指導等 建設業担当課は、契約担当課から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡することとし、連絡を受けた許可権者は、必要に応じて建設業担当課と連携し建設業許可申請時(許可の更新時を含む。)及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。</p> <p>2. <u>社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した</u>受注者に対する指名停止等 (1) 契約担当課は、<u>1. (2)①又は②の場合において、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行ったときは、</u>当該受注者について、指名停止措置要領(別記3に掲げる各通知をいう。)に基づき、指名停止等を行うものとし、<u>技術担当課にその旨</u>を通知するものとする。 (2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があった場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。</p> <p>3. その他 (1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、<u>特別事情申請書</u>及び確認書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として<u>保存する</u>ものとする。 (2) <u>それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該</u>下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、1. 及び2. の規定に準じて<u>取り扱うものとする</u>。 (3) 本通知の実施に際し疑義が生じた場合には、本省担当課と協議されたい。</p> <p>(別記1) ○「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」 ○「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第32号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」 ○「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官計第88号、国官技第34号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」 ○「請負工事成績評定基準の改正について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト」 ○「航空局工事成績評定要領」(平成10年3月26日付け空予第238号、空建第47号)の「別添1-1航空局工事成績評定実施要領」の「別紙-5「施工プロセス」のチェックリスト(案)」又は「別添1-2航空局建築工事成績評定実施要領」の「別紙-2「施工プロセス」のチェックリスト(公共建築工事)(仮称)」</p> <p>(別記2) ○「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)</p>	<p>のとする。</p> <p><u>(4)</u> 建設業担当課への通報 契約担当課は、<u>(1)②の場合にあっては、局長等及び事務所長への報告後、</u>(2)①又は②の場合にあっては受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、当該工事を発注した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課(大臣官房官庁営繕部及び航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、土地・建設産業局建設業課。以下「建設業担当課」という。)に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には<u>施工体制台帳及び再下請負通知書((1)②に掲げる場合に限る。)</u>の写しを添えるものとする。</p> <p><u>(5)</u> 許可権者による指導等 建設業担当課は、契約担当課から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡することとし、連絡を受けた許可権者は、必要に応じて建設業担当課と連携し建設業許可申請時(許可の更新時を含む。)及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。</p> <p>2. 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する指名停止等 (1) 契約担当課は、<u>1. (2)①又は②(発注者の指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合に限る。)</u>に該当する場合は、当該受注者について、指名停止措置要領(別記3に掲げる各通知をいう。)に基づき、指名停止等を行うものとし、<u>技術担当課に、その内容</u>を通知するものとする。 (2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があった場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。</p> <p>3. その他 (1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、<u>理由書面</u>及び確認書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として<u>保存しておく</u>ものとする。 (2) <u>工期終了後に、</u>下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、1. 及び2. の規定に準じて<u>取り扱うこと</u>。 (3) 本通知の実施に際し疑義が生じた場合には、本省担当課と協議されたい。</p> <p>(別記1) ○「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」 ○「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第32号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」 ○「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官計第88号、国官技第34号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」 ○「請負工事成績評定基準の改正について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト」 ○「航空局工事成績評定要領」(平成10年3月26日付け空予第238号、空建第47号)の「別添1-1航空局工事成績評定実施要領」の「別紙-5「施工プロセス」のチェックリスト(案)」又は「別添1-2航空局建築工事成績評定実施要領」の「別紙-2「施工プロセス」のチェックリスト(公共建築工事)(仮称)」</p> <p>(別記2) ○「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)</p>

平成 29 年 10 月 1 日より適用	平成 29 年 4 月 1 日より適用	現行
<p>○「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）</p> <p>○「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）</p> <p>○「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）</p> <p>（別記 3）</p> <p>○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）</p> <p>○「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124 号）</p> <p>○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）</p> <p>○「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日付け空経第 386 号）</p> <p>○「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）</p> <p>（別記 4）</p> <p>○「請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 93 号）の「別紙－2④「審査項目別運用表」7. 法令遵守等」</p> <p>○「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国営技第 32 号）の「別紙－1「審査項目別運用表（営繕工事）」8. 法令遵守等」</p> <p>○「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国営計第 88 号、国営技第 34 号）の「別紙－1「審査項目別運用表（営繕工事）」8. 法令遵守等」</p> <p>○「請負工事成績評定基準の改正について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国港技第 114 号）の「別紙－2「審査項目別運用表」7. 法令遵守等」</p> <p>○「航空局工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 26 日付け空予第 238 号、空建第 47 号）の「別添 1－1 航空局工事成績評定実施要領」中「別紙－2「審査項目別運用表（航空局工事）」7. 法令遵守等」又は「別添 1－2 航空局建築工事成績評定実施要領」中「別紙－1「審査項目別運用表（公共建築工事）」8. 法令遵守等」</p>	<p>○「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）</p> <p>○「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）</p> <p>○「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）</p> <p>（別記 3）</p> <p>○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）</p> <p>○「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124 号）</p> <p>○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）</p> <p>○「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日付け空経第 386 号）</p> <p>○「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）</p> <p>（別記 4）</p> <p>○「請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 93 号）の「別紙－2④「審査項目別運用表」7. 法令遵守等」</p> <p>○「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国営技第 32 号）の「別紙－1「審査項目別運用表（営繕工事）」8. 法令遵守等」</p> <p>○「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国営計第 88 号、国営技第 34 号）の「別紙－1「審査項目別運用表（営繕工事）」8. 法令遵守等」</p> <p>○「請負工事成績評定基準の改正について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国港技第 114 号）の「別紙－2「審査項目別運用表」7. 法令遵守等」</p> <p>○「航空局工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 26 日付け空予第 238 号、空建第 47 号）の「別添 1－1 航空局工事成績評定実施要領」中「別紙－2「審査項目別運用表（航空局工事）」7. 法令遵守等」又は「別添 1－2 航空局建築工事成績評定実施要領」中「別紙－1「審査項目別運用表（公共建築工事）」8. 法令遵守等」</p>	<p>○「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）</p> <p>○「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）</p> <p>○「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）</p> <p>（別記 3）</p> <p>○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）</p> <p>○「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124 号）</p> <p>○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）</p> <p>○「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日付け空経第 386 号）</p> <p>○「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）</p> <p>（別記 4）</p> <p>○「請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 93 号）の「別紙－2④「審査項目別運用表」7. 法令遵守等」</p> <p>○「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国営技第 32 号）の「別紙－1「審査項目別運用表（営繕工事）」8. 法令遵守等」</p> <p>○「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国営計第 88 号、国営技第 34 号）の「別紙－1「審査項目別運用表（営繕工事）」8. 法令遵守等」</p> <p>○「請負工事成績評定基準の改正について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国港技第 114 号）の「別紙－2「審査項目別運用表」7. 法令遵守等」</p> <p>○「航空局工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 26 日付け空予第 238 号、空建第 47 号）の「別添 1－1 航空局工事成績評定実施要領」中「別紙－2「審査項目別運用表（航空局工事）」7. 法令遵守等」又は「別添 1－2 航空局建築工事成績評定実施要領」中「別紙－1「審査項目別運用表（公共建築工事）」8. 法令遵守等」</p>